

駐車場使用細則第4条第1項に基づく書面

「ニューヴァイキング」 駐車場使用契約書

貸主「ニューヴァイキング」管理組合（以下「甲」という）と 借主 _____
（以下「乙」という）とは、駐車場の使用に関し次のとおり契約を締結し、その証として本
契約書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各1通を保有する。

年 月 日

甲（貸主） ニューヴァイキング管理組合
理事長 印

乙（借主） 住 所
氏 名 印

車両番号（ナンバープレート）

No. _____

No. _____

第1条（駐車場の使用）

甲は、次条以下の条件で乙がその保有する自動車の区域を定めず駐車することを約諾した。

第2条（用途の制限）

乙は、駐車場を自ら保有する自動車の駐車以外の目的に使用することはできない。

第3条（遵守事項）

乙は、本契約の他、甲の定める管理規約および駐車場使用細則の各条項を遵守しなければならない。

- 乙は、乙若しくはその代理人、使用人、運転者、および同乗者等が駐車場を利用するにあたり第三者の身体、駐車場の施設または他の自動車などに損害を与えた場合には、かかる損害を賠償する責めに任ずる。

第4条（甲の免責事項）

甲は、駐車場の乙の自動車に盗難、破損等の損害が発生しても一切責任を負わないものとする。

第5条（権利譲渡禁止）

乙は、この契約上の権利を第三者に譲渡、転貸することはできない。

第6条（車庫証明書の発行）

車庫証明の発行は、管理者がおこなうものとする。

2. 車庫証明に係る承諾証明書の発行を依頼する使用者は、管理者に届け出て所定の手続きをとるものとする。
3. 車庫証明が発行された車両を変更した場合、使用者は、遅滞なく管理者に届けなければならない。

第7条（協議事項）

本契約に定めのない事項については、法令、慣行などに従い甲乙協議して定めるものとする。